



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年8月14日月曜日 第433号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....（スマート行政推進課）... 797

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 797

指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）... 798

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 798

指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）... 798

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 798

道路の供用開始（県道桜井山路線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 800

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 800

開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）... 801

道路の供用開始（一般国道441号）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 801

監査公表

定期監査結果の公表.....（監査事務局）... 801

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）... 802

政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 803

政治団体の解散の届出.....（ " ）... 803

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第883号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年8月14日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
トライアングルエヒメ公募型DXイノベーション愛媛プロジェクト管理・運営業務	愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年6月30日	ReGACY Innovation Group 株式会社 東京都千代田区大手町2-7-1	80,000,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第884号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年8月14日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
レデイ薬局土居田店	松山市土居田町419番地1	株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	代表取締役 白石明生	精神通院医療（薬局）	令和5年7月1日
さくら薬局	松山市鷹子町494番地1	有限会社メディケイト	松山市鷹子町494番地1	代表取締役 長富啓子	精神通院医療（薬局）	令和5年7月3日

○愛媛県告示第885号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地		
一般社団法人 KUMAYA AMA STORIES	上浮穴郡久万高原町上野 尻甲565番地	代表理事 高 田 弘 美	訪問看護ステーション コミュニティナース in 愛 媛	伊予郡砥部町大南191番 地 山田ハイツ102	精神通院医療	令和5年 7月1日

○愛媛県告示第886号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		担当する医療の種類	変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後		
ツクイ松山訪問 看護ステーション	松山市湯渡町5番地40 グラ ンドスタジオ 10 1号室	松山市千舟町4 - 6 - 1 松山 フコク生命ビル 7階	精神通院医療	令和5年 6月1日

○愛媛県告示第887号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地		
株式会社ゆずの会	新居浜市坂井町1丁目9 番10号	代表取締役 浅 井 達 也	訪問看護ステーション 葵	新居浜市坂井町1丁目9 番10号	訪問看護ステーション (育成医療・ 更生医療)	令和5年 8月1日

○愛媛県告示第888号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		担当する医療の種類	変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後		
訪問看護リハ ステーション C O R E	伊予郡砥部町高 尾 田866番 地 7 ランドコーポ レーションビル 101	伊予郡砥部町宮 内892番地 2	訪問看護ステーション (育成医療・ 更生医療)	令和3年 4月28日

代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区

新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項

(1) Z - 765

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。別表第1第46号）ろ過施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり2.5立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手3か月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0

○愛媛県告示第889号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年8月14日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 50 最大 75
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2.5 最大 3.8

備考 特定施設の汚水等は、シアン排水処理設備(北特排)へ送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) N B T 新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年5月12日		
処理施設の種類及び型式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	散気式活性汚泥処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 521.4 最大 1,242.1	通常 108.1 最大 184.2
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 495.0 最大 862.1	通常 24.3 最大 69.6
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 521.2 最大 717.6	通常 210.3 最大 240.9
炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 26.0 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 17,691 最大 21,469	通常 17,691 最大 21,469

(2) O B T 酸素曝気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処理施設の種類及び型式	中和、酸素曝気式活性汚泥、凝集、沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	酸素曝気式活性汚泥処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 623.0 最大 1,162.6	通常 123.5 最大 287.7
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 239.3 最大 881.5	通常 17.5 最大 71.4
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1,007.4 最大 1,500.2	通常 183.6 最大 212.3
炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 9.4 最大 31.9	通常 2.1 最大 5.4	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 8,854 最大 10,472	通常 8,854 最大 10,472

(3) シアン排水処理設備

設 置 年 月 日	昭和60年3月30日		
処理施設の種類及び型式	攪拌機付コンクリート槽		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル × 4槽		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	晒液酸化分解処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		

処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,344.7 最大 1,867.0	通常 1,336.8 最大 1,859.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 77	通常 45 最大 77
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 531 最大 636	通常 529 最大 633
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,834 最大 2,369	通常 1,845 最大 2,380

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16.2 最大 35.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 70.0

窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	28.4
	最大	100.0
炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.61
	最大	3.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 251,260 最大 335,235

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.3 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	炭含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 17,174 最大 33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第890号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	桜井山路線	今治市上徳字高斗代乙300番6から 同市上徳字高大道上乙111番10まで	令和5年8月14日

○愛媛県告示第891号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、石手川北部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年8月14日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡宮 渉	松山市上伊台町864
"	寺本 弘道	松山市上伊台町841
"	寒川 高雄	松山市上伊台町251-1
"	松本 英治	松山市下伊台町1776-1
"	河野 正幸	松山市下伊台町1708-6

"	高橋 誠 治	松山山下伊台町1050
"	高市 峰 雄	松山市菅沢町甲313
"	高橋 元	松山市福角町甲591
"	乗松 敏 彦	松山市福角町甲1703 - 2
"	乗松 幸 則	松山市福角町甲1694
"	安井 和 久	松山市堀江町甲843 - 19
"	光宗 忍	松山市東大栗町甲362
"	上松 勝 典	松山市東大栗町甲746

"	喜多 景 治	松山市客甲222
"	重野 匡 宏	松山市西谷甲262
"	栗上 清 二	松山市小川甲230 - 1
"	玉井 力	松山市小川甲328 - 4
監事	宮本 仕 郎	松山市上伊台町1877 - 2
"	垣木 昭 憲	松山市菅沢町甲1308 - 1
"	竹松 慎 吾	松山市鴨之池137

○愛媛県告示第892号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年8月14日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第13号 令和5年7月31日	東温市田窪字海稲1551番	奈良県北葛城郡広陵町馬見中3丁目1番150号 田 井 野 仁

○愛媛県告示第893号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年8月14日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第14号 令和5年8月1日	伊予郡松前町大字北川原字原端931番6、931番7	伊予郡松前町大字西古泉17番地3 サンガーデン西古泉A103 乗 松 憲 二

○愛媛県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	大洲市梅川402番14から 同市梅川399番1地先まで	令和5年8月14日

監査公表

○公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月14日

愛媛県監査委員 高橋 正 浩
 同 大西 誠
 同 高田 健 司
 同 松下 行 吉

（監査の基準）

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付け愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

（監査の種類）

財務監査

（監査の着眼点）

監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているか。

（監査の実施内容）

令和4年度財務における公営企業管理局の定期監査を9機関に対

して実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
公営企業管理局	9	0	9
本庁	3	0	3
地方機関（病院等）	6	0	6

（監査対象機関）

監査対象機関	監査年月日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	令和5年6月12日
発 電 工 水 課	令和5年6月12日
県 立 病 院 課	令和5年6月12日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	令和5年6月9日
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	令和5年6月9日
中 央 病 院	令和5年6月8日
今 治 病 院	令和5年6月9日
南 宇 和 病 院	令和5年6月6日
新 居 浜 病 院	令和5年6月9日

（監査の結果）

令和4年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

(1) 松山・松前地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。

一方、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると191億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、今後、企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の更なる強化等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、厳しい財政状態に鑑み、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

2 病院事業

(1) 当年度の入院及び外来患者数が、前年度と比較して増加したことや、新型コロナウイルス感染症対応のための病床確保に対し、国から前年度並みの財政支援があったことなどから、純利益については、前年度を2億8,320万円上回り、21億1,869万円と引き続き黒字とな

っている。

しかしながら、累積欠損金は164億円に上り、企業債314億円や一般会計等からの長期借入金88億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師や看護師の不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国が求める公立病院経営強化に向けた取組や本県の地域医療構想を踏まえながら、地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組みたい。

(2) 個人医業未収金の納期到来分137,330,064円（過年度未収金68,212,180円、現年度未収金69,117,884円）について、早期回収に引き続き努められたい。

（中央病院）

(3) 医業外未収金の納期到来分5,778,742円（過年度未収金335,274円、現年度未収金5,443,468円）について、早期回収により一層努められたい。

（中央病院）

(4) 個人医業未収金の納期到来分33,957,284円（過年度未収金13,027,138円、現年度未収金20,930,146円）について、早期回収により一層努められたい。

（今治病院）

(5) 医業外未収金の納期到来分253,407円（過年度未収金43,150円、現年度未収金210,257円）について、早期回収により一層努められたい。

（今治病院）

(6) 個人医業未収金の納期到来分10,088,460円（過年度未収金6,535,440円、現年度未収金3,553,020円）について、早期回収により一層努められたい。

（南宇和病院）

(7) 医業外未収金の納期到来分133,420円（過年度未収金72,940円、現年度未収金60,480円）について、早期回収により一層努められたい。

（南宇和病院）

(8) 個人医業未収金の納期到来分33,756,996円（過年度未収金18,120,159円、現年度未収金15,636,837円）について、早期回収に引き続き努められたい。

（新居浜病院）

(9) 医業外未収金の納期到来分695,666円（過年度未収金268,066円、現年度未収金427,600円）について、早期回収により一層努められたい。

（新居浜病院）

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和5年8月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県伊予郡第二支部	大 政 博 文	大 政 典 邦	伊予郡松前町大字大間226 - 1	令和5年7月10日
自由民主党愛媛県今治市・越智郡第二支部	小 畠 源	久 保 智 秀	今治市共栄町二丁目2 - 20	令和5年7月19日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
SHOES BOX	松本美紀	井上和子	西予市宇和町皆田2624	令和5年7月6日

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和5年8月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県看護連盟支部	鎌倉文子	代表者	鎌倉文子	吉田昭枝	令和5年7月1日
参政党愛媛第2支部	佐藤 駿	主たる事務所の所在地	新居浜市政枝町二丁目1-26	今治市高市203-3	令和5年7月16日
		代表者	佐藤 駿	渡邊宗平	
		会計責任者	渡邊宗平	八木邦靖	
自由民主党久万高原支部	山崎洋靖	代表者	山崎洋靖	高橋末廣	令和5年7月21日
		会計責任者	岡部史夫	西山清一	
自由民主党松山支部連合会	松本博和	会計責任者	白石勇二	松本久美子	令和5年7月22日
自由民主党愛媛県白鳳支部	山先芳輝	会計責任者	浅川 弘	木元 健	令和5年7月26日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
えひめ民社協会	上杉昌弘	会計責任者	田中周作	武田浩一	令和5年6月21日
愛媛県看護連盟	鎌倉文子	代表者	鎌倉文子	吉田昭枝	令和5年7月1日
池内邦仁後援会	池内邦仁	主たる事務所の所在地	伊予郡松前町大字神崎337-1	伊予郡松前町大字神崎149-1	令和5年7月6日

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年8月14日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県宇和島市第三支部	赤松泰伸	令和5年5月1日
立憲民主党愛媛県第1区総支部	白石洋一	令和5年6月30日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
赤松泰伸後援会	赤松泰伸	令和5年5月1日
梶谷大治後援会	河野 敏	令和5年6月30日